

最終公表

2024年4月

*International Ethics Standards Board  
for Accountants®*

---

タックス・プランニング及び  
関連業務に関するIESBA倫理  
規程改訂

IESBA

International  
Ethics Standards  
Board for Accountants®



### PIOB が認証した

#### IESBA 「タックス・プランニング及び関連業務に関する IESBA 倫理規程改訂」

公益監視委員会（PIOB）は、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）のタックス・プランニング及び関連業務に関する IESBA 倫理規程改訂（以下「本基準」という。）の全ての開発サイクルを通じて基準設定プロセスを監督してきた。

基準設定プロセスを通じて PIOB により提起され、また、IESBA に提供された助言及び公共の利益に関する問題は、PIOB のウェブサイト<sup>1</sup>で公開されている。

IESBA は、本基準は、合意された適正な手続に従い開発され、基準設定プロセスとして実装され、PIOB のウェブサイト<sup>1</sup>で公開されている公共の利益の枠組み（PIF）の概念及び原則に基づく公共の利益に込えているという声明を公表した。

PIOB は、本基準が合意された適正な手続に沿った方法で開発されたと考える。また、PIOB は、本基準が PIF の概念及び原則に基づく公共の利益に込えていると考える。

---

<sup>1</sup> [https://ipiob.org/wp-content/uploads/2021/11/2020\\_15th-Anniversary.pdf](https://ipiob.org/wp-content/uploads/2021/11/2020_15th-Anniversary.pdf)

この文書は、[国際会計士倫理基準審議会](#)（IESBA®）によって作成され、承認された。

## IESBAについて

[国際会計士倫理基準審議会](#)®（IESBA®）は、独立した国際的な基準設定審議会である。IESBAの使命は、ビジネスや組織における倫理的行動の礎となる質の高い国際的な倫理基準（独立性を含む）を設定し、世界中の組織、金融市場、経済の適切な機能とサステナビリティの基礎となる財務情報及び非財務情報に対する社会的信頼を確立することにより、公益に貢献することである。

IESBAは、[国際監査・保証基準審議会](#)（IAASB）とともに、[国際倫理・監査財団](#)（IFEA）の一部である。[公益監督委員会](#)（PIOB）は、IESBAとIAASBの活動及び基準の公益対応性を監督している。

IESBAの運営を支える機構とプロセスは、[国際倫理・監査財団](#)（International Foundation for Ethics and Audit™、IFEATM）によって推進されている。

著作権 ©2024年4月 国際会計士連盟（IFAC）。著作権、商標及び許可に関する情報については、[27ページ](#)を参照

# タックス・プランニング及び関連業務に関する IESBA 倫理規程の改訂

---

## 目次

---

セクション280 .....	5
タックス・プランニング業務 .....	5
はじめに .....	5
要求事項及び適用指針 .....	5
一般的規定 .....	5
セクション380 .....	14
タックス・プランニング業務 .....	14
はじめに .....	14
要求事項及び適用指針 .....	14
一般的規定 .....	14
セクション321 .....	25
適用日 .....	26

## パート2 - 組織所属の職業会計士

### セクション280

#### タックス・プランニング業務

##### はじめに

- 280.1 職業会計士は、基本原則を遵守するとともに、阻害要因の識別、評価及び対処のため、セクション120で規定されている概念的枠組みを適用することが求められる。
- 280.2 タックス・プランニング業務への従事によって、基本原則の遵守に対する自己利益、自己レビュー、擁護又は不当なプレッシャーという阻害要因が生じる可能性がある。
- 280.3 本セクションは、タックス・プランニング業務への従事に関わる概念的枠組みの適用に関連する要求事項及び適用指針を定めている。本セクションは、職業会計士が、そうした業務に従事する際に、関連する税務関連の法令等を遵守することも求めている。

##### 要求事項及び適用指針

###### 一般的規定

###### タックス・プランニング業務に関連する、公共の利益に対する職業会計士の役割

- 280.4 A1 職業会計士は、専門知識及び経験を通じて、所属する組織が税務関連の法令等を遵守しつつ、そのタックス・プランニングの目標に適うように所属する組織を支援する重要な役割を担っている。そのようにすることで、職業会計士は、法域の税制のより効率的かつ効果的な運用の促進に寄与することとなり、公共の利益に資するものである。
- 280.4 A2 所属する組織は、タックス・プランニングを目的として実務を行うことができる。そのような目的を達成するためには様々な方法がある一方、所属する組織は、関連する税務関連の法令等に基づいて決定される税金を納付する責任を負っている。この点に関して、職業会計士の役割は、専門知識及び経験を活用して所属する組織がタックス・プランニングの目標を達成し、かつ納税義務を果たすことができるように支援することである。しかしながら、職業会計士がそのような支援を行う場合、当該支援は、税額の最小化を図る特定の対策を伴う可能性があり、税務関連の法令等により禁止されていないものの、基本原則の遵守に対する阻害要因が生じる可能性がある。
- 280.4 A3 タックス・プランニングの取決めが関連する税務関連の法令等に遵守しているかどうかは、最終的に法廷、裁判所又は他の適切な裁定機関によって判断される。

###### タックス・プランニング業務の内容

- 280.5 A1 タックス・プランニング業務は、所属する組織が実務を税効率の高い方法で計画又は構築することを支援する目的で行う助言業務である。
- 280.5 A2 タックス・プランニング業務は、幅広いトピック又は分野を対象としている。そのような業務の例には次のものが含まれる。
- 全体的な税額の最小化を図るために、所属する組織の国際的な事業活動の構築について、経営者に助言すること。
  - 税務関連の移転価格ガイドラインを考慮して、移転価格の仕組みの構築について助言すること。

- 所属する組織のために税効率の高い方法による損金の活用について、経営者に助言すること。
- 税効率の高い方法による資本分配戦略の構築について、所属する組織に助言すること。
- 所属する組織のために税務上の優遇措置を最大化できるよう、役員報酬戦略の構築について、経営者に助言すること。
- 所属する組織が非営利法人である場合に、非営利法人の認定基準に抵触しないような事業の構築方法について助言すること。
- 法域又は自治体による税務上の優遇措置を受けるために、所属する組織の投資の仕組みの構築について、経営者に助言すること。

280.5 A3 タックス・プランニング業務には、税務コンプライアンス業務又は税務申告書の作成業務と一般的に呼ばれる業務は含まれない。これらの業務は、所属する組織の税務関連の法令等に基づく申告、報告、納税及びその他の義務の履行を支援する業務である。ただし、税務業務がタックス・プランニング及び税務コンプライアンス業務の両方を含む場合は、タックス・プランニングに関連する部分を本セクションの対象とする。

280.5 A4 本セクションは、社会的影響度の高い事業体であるかどうかを含め、所属する組織の属性に関わりなく適用される。

### 関連業務

280.6 A1 職業会計士は、第三者のプロバイダーが作成したタックス・プランニングの取決めに基づく又はタックス・プランニングに関係する、所属する組織のための関連業務に従事する状況が生じる可能性がある。そうした状況においては、本セクションの規定は、基礎となるタックス・プランニングの取決めに適用される。

280.6 A2 そのような関連業務の例には、次のようなものが含まれる。

- タックス・プランニングの取決めにに関する税務当局との訴訟を解決するために、所属する組織を支援すること。
- タックス・プランニングの取決めにに関する行政手続又は訴訟手続において、所属する組織を代理すること。
- 所属する組織のために、タックス・プランニングの取決めに実行すること。
- 評価額が買収先によって構築されたタックス・プランニングの取決めに依存する状況において、所属する組織に企業買収に関して助言すること。

### 法令等の遵守

280.7 A1 本セクションは、違法である脱税行為については取り扱わない。

### 租税回避否認関連の法令等

**R280.8** 職業会計士は、租税回避否認規定と呼ばれることがある法令等を含む、特定のタックス・プランニングの取決めに制限又は禁止する法令等が制定されている場合、タックス・プランニング業務に従事する際に、これらの法令等を理解し、所属する組織がそれらを遵守するよう助言しなければならない。

### 税務関連の法令等に対する違法行為

280.8 A1 職業会計士が、タックス・プランニング業務に従事する過程で、所属する組織、その経営者、ガバナンスに責任を有する者、所属する組織のために働く又は所属する組織の指示の下で働くその他の者による脱税行為若しくはその疑い、又はその他の税務関連の法令等に対する違法行為若しくはその疑いに気付いた場合、セクション260に規定されている要求事項及び適用指針が適用される。

### 所属する組織の経営者及びガバナンスに責任を有する者の責任

- 280.9 A1 経営者は、タックス・プランニングに関連して、ガバナンスに責任を有する者の監視の下、次の事項を含む、多くの責任を有する。
- 所属する組織の税務が、関連する税務関連の法令等に従って行われることを確保すること。
  - 所属する組織が税務コンプライアンス上の義務を果たすことを可能にするために、全ての帳簿及び記録を維持するとともに、必要となる内部統制システムを運用すること。
  - タックス・プランニングの取決めに関連する側面について助言する専門家と契約すること。
  - タックス・プランニングの取決めに関する職業会計士の提言又は助言を受け入れ、それらを実施すべきかどうかを判断すること。
  - 所属する組織の税務申告書の提出を承認するとともに、関連する税務当局に適時に対応すること。
  - 関連する税務当局に対して、タックス・プランニングの取決めの詳細を含め、税務関連の法令等により要求され得る報告、又は税務ポジションを支持するために必要となり得る報告を行うこと。
  - 適用される報告の要求事項に従い、財務諸表又はその他の関連する公表文書において、税務戦略、税務上の方針又はその他の税務関連の事項を適切に開示すること。
  - 所属する組織のタックス・プランニングの取決めが、公に開示している税務戦略又は税務上の方針と整合していることを確保すること。

### 全ての職業会計士の責任

**R280.10** 職業会計士は、所属する組織におけるタックス・プランニング業務への従事の一環として、次の事項を含む、当該業務の内容を理解しなければならない。

- (a) タックス・プランニングの取決めの目的、事実及び状況
- (b) 関連する税務関連の法令等

280.11 A1 職業会計士は、タックス・プランニング業務に従事する場合、サブセクション113に従い、職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則を適用することが期待される。また、職業会計士は、タックス・プランニング業務に関連する特定の事実及び状況を検討する場合には、セクション120に従い、探求心を持ち、職業的専門家としての判断を行使することも期待されている。

## タックス・プランニングの取決めにに関する提言又は他の方法による助言の根拠

- R280.12** 職業会計士は、タックス・プランニングの取決めについて法令等に照らして信頼できる根拠があると判断した場合に限り、当該取決めについて所属する組織に提言又はその他の助言をしなければならない。
- 280.12 A1 信頼できる根拠があるかどうかの判断には、職業会計士による職業的専門家としての判断の行使を伴う。当該判断は、その時点で関連する法令等に基づくものであり、法域によって異なる。
- 280.12 A2 職業会計士が、タックス・プランニングの取決めについて、法令等に照らして信頼できる根拠がないと判断した場合であっても、**R280.12** 項は、職業会計士が所属する組織内の直属の上司又はその他の責任者に対して当該判断の論拠を説明すること、又は信頼できる根拠を有する別の取決めについて助言することを妨げるものではない。
- 280.12 A3 また、**R280.12** 項は、職業会計士が、信頼できる根拠を欠くタックス・プランニングの取決めを改善又は是正するために、所属する組織を支援することを妨げるものでもない。当該業務には、例えば、次のものが含まれる。
- 税務訴訟等の支援業務の一環として、信頼できる根拠を得るために、所属する組織がタックス・プランニングの取決めを再構築することを支援すること。
  - 行政手続又は訴訟手続において所属する組織の代理を務める一環として、信頼できる根拠を得るために、タックス・プランニングの取決めを適切に修正することについて合意すること。
- 280.12 A4 職業会計士が、特定のタックス・プランニングの取決めについて、信頼できる根拠があると判断するために取り得る対応策の例には、次のものが含まれる。
- 当該取決めの経済的な目的及び実態を含む、関連する事実及び状況をレビューすること。
  - 仮定の合理性を評価すること。
  - 関連する税法をレビューすること。
  - 関連する税法の趣旨について議論している立法手続をレビューすること。
  - 判決、専門誌又は業界誌及び税務当局の裁定又はガイダンス等の関連文献をレビューすること。
  - 当該取決めの案に用いられる根拠が、関連する税務当局によって異議を唱えられずに確立した慣行であるかどうかを検討すること。
  - 関連する全ての事実及び状況を税務当局に報告した場合、当該取決めの案が、関連する税務当局によって承認される可能性はどの程度あるかを検討すること。
  - 職業会計士が所属する組織内外の法律専門家又は他の専門家に、関連する税務関連の法令等をどのように解釈することが合理的と考えられるかについて相談すること。
  - 該当する場合、関連する税務当局に相談すること。
- R280.13** 職業会計士は、信頼できる根拠についてのこれまでの判断に影響を及ぼす可能性のある状況に気付いた場合、信頼できる根拠の妥当性を再評価しなければならない。

## タックス・プランニングに関する提言又は助言全般についての検討

- R280.14** 職業会計士は、タックス・プランニングの取決めに信頼できる根拠があると判断することに加え、職業的専門家としての判断を行使し、利害関係者の当該取決めに對する見方次第で生じる可能性がある風評、ビジネス上の影響、及びより広範な経済的影響について検討しなければならない。
- 280.14 A1 風評及びビジネス上の影響は、関連する税務当局又はその他の当局との長期にわたる訴訟等による、所属する組織に対する個人若しくは事業上の影響、又は当該所属する組織若しくは職業的専門家の評判に影響する可能性がある。この所属する組織に対する影響は、悪評、費用、罰金又は罰則、長期にわたる管理時間の浪費及び所属する組織に対する潜在的な悪影響を含む可能性がある。
- 280.14 A2 より広範な経済的影響を認識するには、現在の経済環境に関する職業会計士の一般的な理解とともに、タックス・プランニングの取決めが当該法域の課税標準に与える影響、又は所属する組織が事業活動を行う複数の法域の課税標準に対する当該取決めの相対的な影響を考慮することが考えられる。
- R280.15** 職業会計士は、R280.14項に規定された事項を検討した結果、所属する組織が採用しようとするタックス・プランニングの取決めについて提言又は助言を行わないと決定した場合、所属する組織の経営者、及び適切な場合にはガバナンスに責任を有する者にその旨を通知するとともに、職業会計士の結論の根拠について説明しなければならない。

#### 複数の法域に係るタックス・プランニングの取決め

- 280.16 A1 特に法域間に租税条約が存在しない場合、職業会計士が、複数の法域で同一の取引を税務処理することで税務上の優遇措置を得ていることに気付く状況が存在する可能性がある。こうした状況にある場合、職業会計士は、所属する組織が各法域の税務関連の法令等を遵守している場合であっても、具体的な事実及び状況とともに、他の法域における取引から生じる税務上の優遇措置について関連する税務当局に報告するよう経営者に助言する可能性がある。
- 280.16 A2 そのような報告を行うべきかどうかを判断する際に職業会計士が検討する可能性のある要因には、次のものが含まれる。
- 関連する法域における税務上の優遇措置の重要性
  - 当該事実及び状況が利害関係者に知られている場合、所属する組織に対する利害関係者の認識
  - 関連する法域における税務当局に対する類似の状況の報告に関して、国際的に又は国内的に認められた原則又は慣行があるかどうか。

#### 不確実な状況

- 280.17 A1 職業会計士は、タックス・プランニングの取決めに信頼できる根拠があるかを判断する際、当該タックス・プランニングの取決めが、関連する税務関連の法令等に準拠することになるかどうかについて、不確実な状況に直面する可能性がある。そのような不確実な状況により、職業会計士は、当該タックス・プランニングの取決めについて、法令等に照らして信頼できる根拠があると判断することがより困難となり、その結果、基本原則の遵守に対する阻害要因が生じる可能性がある。
- 280.17 A2 不確実な状況を生じさせる可能性のある場合には、次のものが含まれる。
- 事実に基づく十分な根拠を構築することが困難な場合

- 前提条件についての十分な根拠を構築することが困難な場合
- 次のように、税務関連の法令等及びその解釈が明瞭でない場合
  - 税務関連の法令等間のギャップ
  - 過去の判決に対する異議の申立て
  - クロスボーダー取引が関わる状況において、異なる法域における税務関連の法令等の不一致
  - 現行の税務関連の法令等では対処できていない革新的なビジネスモデル
  - 類似するタックス・プランニングの取決めに疑問を呈する最近の判決又は税務当局の裁定若しくは見解
  - 技術的又は法的な観点からの税務関連の法令等の解釈又は適用における複雑性
  - 判例、判決又は法的な見解の欠如
- タックス・プランニングの取決めの経済的な目的及び実態が明瞭でない場合
- タックス・プランニングの取決めの最終受益者が明瞭でない場合

**R280.18** 職業会計士は、タックス・プランニングの取決めが関連する税務関連の法令等に準拠しているか、又は準拠することになるかどうかについて不確実な状況が生じている場合、不確実な状況について経営者、及び適切な場合にはガバナンスに責任を有する者と協議しなければならない。

**280.18 A1** 当該協議には、次のようないくつかの目的に資するものが含まれる。

- 関連する税務関連の法令等の解釈が不明瞭である場合、関連する税務当局がタックス・プランニングの取決めに支持する見解を表明する可能性がどの程度あるのかについて、職業会計士の評価を説明すること。
- タックス・プランニングの助言を提供する根拠を確立する際、設定した前提条件を検討すること。
- 経営者、及び適切な場合にはガバナンスに責任を有する者から、不確実な状況を軽減する可能性がある追加的な情報を入手すること。
- タックス・プランニングの取決めに採用する際、風評、ビジネス上の影響又はより広範な経済的影響について協議すること。
- 所属する組織に対して悪影響を及ぼす可能性を軽減するために、関連する税務当局に対する報告を検討すること等、潜在的な対応策について協議すること。

### タックス・プランニング業務への従事から生じる潜在的な阻害要因

**280.19 A1** 所属する組織のためのタックス・プランニング業務への従事により、自己利益、自己レビュー、擁護又は不当なプレッシャーという阻害要因が生じる可能性がある。例えば、次の場合がある。

- 職業会計士が、所属する組織のために税務上の評価業務に最近従事しており、その成果物が所属する組織のためのタックス・プランニング業務において依拠される、又はタックス・プランニング業務の主要なインプットとなる場合、自己レビューという阻害要因を生じさせる可能性がある。

- 職業会計士の昇進の見込みが、関連する税金関連の法令等の解釈が不明確な独自のタックス・プランニングの取決めの策定に依存する場合、自己利益という阻害要因を生じさせる可能性がある。
- 職業会計士が加入するインセンティブ報酬制度が、自身が設計するタックス・プランニングの取決めの影響を受ける場合、自己利益という阻害要因を生じさせる可能性がある。
- 職業会計士が政府機関向けの租税政策又は税務関連の法令等の立案又は草案作成に関与する際に取得した秘密情報を保持しており、当該秘密情報が、所属する組織にタックス・プランニングの取決めに関する助言を行う上で有益となる場合、自己利益という阻害要因を生じさせる可能性がある。
- 法令等に照らしてタックス・プランニングの取決めが信頼できる根拠を有していない可能性があることが示されている状況で、職業会計士が、過去に助言したタックス・プランニングの取決めについて税務当局に対して所属する組織の見解を擁護する場合、自己利益及び擁護という阻害要因を生じさせる可能性がある。
- 所属する組織の所有者又はリーダーが、法令等に照らしてタックス・プランニングの取決めに信頼できる根拠があるとの職業会計士の判断に影響を与える可能性のある方法により、特定の税務上の取決めの設計に重要な影響力を行使する場合、自己利益及び不当なプレッシャーという阻害要因を生じさせる可能性がある。
- タックス・プランニングの取決めについて所属する組織が強く主張している見解をめぐって、解雇される可能性に直面した場合、自己利益及び不当なプレッシャーという阻害要因を生じさせる可能性がある。

280.19 A2 そのような阻害要因の水準の評価に関連する事項には、次のものが含まれる。

- 基礎となる取引又は状況の透明性の程度。該当する場合、最終受益者の情報が含まれる。
- タックス・プランニングの取決めに、基礎となる取引又は状況に基づく明確な経済的な目的及び実態があるかどうか。
- 基礎となる取引又は状況の内容及び複雑性
- 関連する税務関連の法令等の複雑性又は明瞭性
- タックス・プランニングの取決めが、関連する税法の趣旨に反することについて職業会計士が認識しているかどうか、又はそのように信じるに足る理由があるかどうか。
- 関連する法域の数及び各法域の税制の内容
- 関連する税務分野における職業会計士が有する専門知識及び経験の範囲
- 潜在的な節税の重要性
- タックス・プランニングの取決めの策定により職業会計士に提示されるインセンティブの内容及び重要性
- タックス・プランニングの取決めが、関連する税務当局による異議の申立てがなく確立された慣行を反映していることに関して、職業会計士が認識している程度
- 職業会計士に対するプレッシャーの有無

- タックス・プランニングの取決めの実施における緊急度
- 複数の依頼人に対して提案されたタックス・プランニングからの、所属する組織固有の状況に応じた変更の有無
- 所属する組織の組織文化

280.19 A3 そのような阻害要因を除去し得る対応策の例には、次のものが含まれる。

- 関連する税務当局が発行する既存の解釈又は裁定に従ってタックス・プランニングの取決めに構築することを所属する組織に助言すること。
- 可能であれば、関連する税務当局又はその他の当局から事前裁定を取得すること。
- タックス・プランニングの取決めに採用しないように経営者に助言すること。

280.19 A4 そのような阻害要因に対するセーフガードとなり得る対応策の例には、次のものが含まれる。

- 最終受益者の情報を確認すること。
- タックス・プランニングの取決めが基礎となる経済的な目的及び実態とより整合するように構築することを、所属する組織に助言すること。
- 現在関連する税務当局による異議の申立ての対象となっていない、又は関連する税務当局によって承認されたことが知られている慣行に基づいてタックス・プランニングの取決めに構築するよう、所属する組織に助言すること。
- 特定の状況に適用される関連する税務関連の法令等の解釈について、所属する組織の内外の法律専門家又はその他の専門家に相談すること。
- 特定の状況に適用される税務関連の法令等の解釈に関して、適切な資格を有する専門家（法律専門家又は他の職業会計士等）から意見を得ること。
- 当該タックス・プランニング業務に関与していない税務の専門家に、当該タックス・プランニングの取決めに関して職業会計士が行った作業又は到達した結論をレビューさせること。
- 関連する税務当局に対して、タックス・プランニングの取決めの目標、ビジネス上及び法律上の側面、並びに最終受益者を含め、タックス・プランニングの取決めに関する完全な透明性をもった開示を所属する組織に行わせること。

280.19 A5 職業会計士が最終受益者の情報を確認するために実施し得る措置の例には、次のものが含まれる。

- 秘密保持の原則を考慮して、経営者及び所属する組織内外のその他の者に質問すること。
- 所属する組織の税務記録、財務諸表及び関連するその他の企業記録をレビューすること。
- 関連する公的記録を調査すること。

### タックス・プランニングに関する提言又は助言の根拠についてのコミュニケーション

**R280.20** 職業会計士は、タックス・プランニングに関する提言又は助言の根拠を、所属する組織の経営者及び適切な場合にはガバナンスに責任を有する者に説明しなければならない。

## タックス・プランニングの取決めに係る意見の相違

- R280.21** 職業会計士は、所属する組織が追求を希望するタックス・プランニングの取決めに信頼できる根拠があるとする所属する組織内の直属の上司又はその他の責任者に同意しない場合、次の事項を行わなければならない。
- (a) 職業会計士の評価の根拠について、所属する組織内の直属の上司又はその他の責任者、及び適切な場合にはガバナンスに責任を有する者に知らせること。
  - (b) 当該取決めに追求することによる潜在的な影響を上記(a)の者に伝達すること。
  - (c) 当該取決めに追求しないように上記(a)の者に助言すること。
- R280.22** 職業会計士の助言にもかかわらず、職業会計士が所属する組織内の直属の上司又その他の責任者がタックス・プランニングの取決めの導入を決定した場合、職業会計士は、次の事項を検討しなければならない。
- (a) 当該取決め及び見解の相違の詳細を、所属する組織内のより上席の上司、及び適切な場合にはガバナンスに責任を有する者に伝えること。
  - (b) 当該取決めに関連する税務当局に全て報告するよう、所属する組織に助言すること。
  - (c) 所属する組織に外部監査人がいる場合、当該取決めの詳細及び見解の相違を外部監査人に伝達することを検討すること。
- 280.22 A1 職業会計士は、職業会計士の助言に対する所属する組織内の直属の上司又はその他の責任者の対応を踏まえ、所属する組織を辞める必要があるか検討する場合もある。
- 280.22 A2 所属する組織の多くは、倫理的又はその他の懸念を提起する方法に関して、方針及び手続を有している。こうした方針及び手続には、例えば、倫理方針又は内部告発の仕組みが含まれる。このような方針及び手続では、指定されたルートを通じて匿名で問題を報告することができる場合がある。

## 文書化

- 280.23 A1** 職業会計士は、タックス・プランニング業務に従事する場合、次の事項を適時に文書化することが推奨される。
- タックス・プランニングの取決めの目的、状況及び内容
  - 最終受益者の情報
  - 不確実な状況の内容
  - タックス・プランニングの取決めに係る所属する組織への助言における、職業会計士の分析、検討した対応、行使した判断及び到達した結論
  - 職業会計士の直属の上司、適切な階層の経営者、ガバナンスに責任を有する者及びその他の当事者との協議の結果
  - 職業会計士の助言に対する直属の上司、経営者及びガバナンスに責任を有する者（伝達することが適切な場合）の反応
  - 職業会計士の直属の上司、経営者及びガバナンスに責任を有する者（伝達することが適切な場合）との間に見解の相違
- 280.23 A2 職業会計士が行うそのような文書化は、次の事項を実施する上で有用となる。

- 利害関係者の当該取決めに対する見方から生じ得る風評、ビジネス上の影響及びより広範な経済的な影響を検討すること。
- 事実、状況、関連する税務関連の法令等及び設定又は変更された前提条件についての職業会計士の分析を実施すること。
- 職業的専門家としての判断を行使した際又は変更した際に、その根拠を記録すること。
- 関連する税務当局がタックス・プランニングの取決めに異議を唱えた場合、所属する組織の見解を支援すること。
- 職業会計士が本セクションの規定を遵守していることを明示すること。

## パート3 – 会計事務所等所属の職業会計士

### セクション380

#### タックス・プランニング業務

##### はじめに

- 380.1 職業会計士は、基本原則を遵守するとともに、阻害要因の識別、評価及び対処のため、セクション120で規定されている概念的枠組みを適用することが求められる。
- 380.2 タックス・プランニング業務の提供によって、基本原則の遵守に対する自己利益、自己レビュー、擁護又は不当なプレッシャーという阻害要因が生じる可能性がある。
- 380.3 本セクションは、タックス・プランニング業務の提供に関わる概念的枠組みの適用に関連する要求事項及び適用指針を定めている。本セクションは、職業会計士が、そうした業務を提供する際に、関連する税務関連の法令等を遵守することも求めている。

##### 要求事項及び適用指針

###### 一般的規定

###### タックス・プランニング業務に関連する、公共の利益に対する職業会計士の役割

- 380.4 A1 職業会計士は、専門知識及び経験を通じて、当該依頼人が税務関連の法令等を遵守しつつ、そのタックス・プランニングの目標に適うように依頼人を支援する重要な役割を担っている。そのようにすることで、職業会計士は、法域の税制のより効率的かつ効果的な運用の促進に寄与することとなり、公共の利益に資するものである。
- 380.4 A2 依頼人は、タックス・プランニングを目的として実務を行うことができる。そのような目的を達成するためには様々な方法がある一方、依頼人は、関連する税務関連の法令等に基づいて決定される税金を納付する責任を負っている。この点に関して、職業会計士の役割は、専門知識及び経験を活用して依頼人がタックス・プランニングの目標を達成し納税義務を果たすことができるように支援することである。しかしながら、職業会計士がそのような支援を行う場合、当該支援には、税額の最小化を図る特定の取決めを伴う可能性があり、税務関連の法令等により禁止されていないものの、基本原則の遵守に対する阻害要因が生じる可能性がある。
- 380.4 A3 タックス・プランニングの取決めが関連する税務関連の法令等を遵守しているかどうかは、最終的に法廷、裁判所又は他の適切な裁定機関によって判断されるものである。

### タックス・プランニング業務の内容

380.5 A1 タックス・プランニング業務は、依頼人が個人か事業体かに関わらず、依頼人の税務を税効率の高い方法で計画又は構築するように支援することを目的とする助言業務である。

380.5 A2 タックス・プランニング業務は、幅広いトピック又は分野を対象としている。そうした業務の例には次のものが含まれる。

- 投資計画、退職後の生活設計又は相続に関する目的を達成するような税務の構築について個人に助言すること。
- 全体的な税金を最小限に抑えるために、事業の所有及び所得の仕組みの構築について、個人事業主に助言すること。
- 全体的な税金を最小限に抑えるために、その国際的な事業活動の構築について、事業体に助言すること。
- 税務関連の移転価格ガイドラインを考慮して、移転価格の仕組みの構築について助言すること。
- 税効率の高い方法による損金の活用について助言すること。
- 税効率の高い方法による資本分配戦略の構築について事業体に助言すること。
- 税務上の優遇措置を最大限利用できるよう、役員の報酬戦略の構築について事業体に助言すること。

380.5 A3 タックス・プランニング業務には、税務コンプライアンス業務及び税務申告書の作成業務と一般的に呼ばれる業務は含まれない。これらの業務は、税務関連の法令等に基づく依頼人の申告、報告、納付及びその他の義務の履行を支援する業務である。ただし、税務業務がタックス・プランニング及び税務コンプライアンスの両方を含む場合は、タックス・プランニングに関連する部分を本セクションの対象とする。

380.5 A4 本セクションは、社会的影響度の高い事業体であるかどうかを含め、依頼人の属性に関わりなく適用される。

### 関連業務

380.6 A1 職業会計士は、依頼人又は第三者のプロバイダーが作成したタックス・プランニングの取決めに基づく、又は当該タックス・プランニングの取決めに関係する関連業務を、当該依頼人に提供する状況が生じる可能性がある。そうした状況においては、本セクションの規定は、基礎となるタックス・プランニングの取決めに適用される。

380.6 A2 そのような関連業務の例には次のようなものが含まれる。

- タックス・プランニングの取決めに係る税務当局との紛争を解決するために、依頼人を支援すること。
- タックス・プランニングの取決めに係る行政手続又は訴訟手続において、依頼人を代理すること。
- 依頼人のために、タックス・プランニングの取決めを実施すること。
- 評価額が買収先によって構築されたタックス・プランニングの取決めに依存する状況において、依頼人に企業買収に関して助言すること。

- 依頼人の事業のために構築されたタックス・プランニングの取決めに基づいて、依頼人に相続計画に関して助言すること。

### 法令等の遵守

380.7 A1 本セクションは、違法である脱税行為については取り扱わない。

### 租税回避否認関連の法令等

**R380.8** 会員は、租税回避否認規定と呼ばれることがある法令等を含む、特定のタックス・プランニングを制限又は禁止する法令等が制定されている場合、タックス・プランニング業務を提供する際、これらの法令等を理解し、依頼人がそれらを遵守するよう助言しなければならない。

### 税務関連の法令等に対する違法行為

380.8 A1 職業会計士が、タックス・プランニング業務を提供する過程で、依頼人、その経営者、ガバナンスに責任を有する者、従業員又は依頼人の指示の下で働くその他の個人による脱税行為若しくはその疑い、又はその他の税務関連の法令等に対する違法行為若しくはその疑いに気付いた場合、セクション360に規定されている要求事項及び適用指針が適用される。

### 経営者及びガバナンスに責任を有する者の責任

380.9 A1 経営者は、タックス・プランニングに関連して、ガバナンスに責任を有する者の監視の下、次のような多くの責任を有する。

- 依頼人の税務が、関連する税務関連の法令等に従って行われることを確保すること。
- 依頼人が税務コンプライアンス上の義務を果たすことを可能にするために、全ての帳簿及び記録を維持するとともに、必要となる内部統制システムを運用すること。
- 職業会計士がタックス・プランニング業務を提供することを可能にするために必要となる全ての事実及びその他の関連情報を利用可能にすること。
- タックス・プランニングの取決めの関連する側面について助言する専門家と契約すること。
- タックス・プランニングの取決めに關する職業会計士の提言又は助言を受け入れ、それらを実施すべきかどうかを判断すること。
- 依頼人の税務申告書の提出を承認するとともに、関連する税務当局に提起された事項に適時に対処することを確保すること。
- 関連する税務当局に対して、タックス・プランニングの詳細を含め、税務関連の法令等により要求され得る報告、又は税務ポジションを支持するために必要となり得る報告を行うこと。
- 適用される報告上要求される事項に従い、財務諸表又はその他の関連する公表文書において、税務戦略、税務上の方針又はその他の税務関連事項を適切に開示すること。
- 依頼人のタックス・プランニングの取決めが、公表している税務戦略又は税務上の方針と整合していることを確保すること。

### 全ての職業会計士の責任

**R380.10** 職業会計士は、タックス・プランニング業務の提供の一環として、次の事項を含む当該業務

の内容を理解しなければならない。

- (a) 依頼人、その所有者、経営者及びガバナンスに責任を有する者、並びにその事業活動に関する知識及び理解
- (b) タックス・プランニングの取決めの目的、事実及び状況
- (c) 関連する税務関連の法令等

380.10 A1 セクション320に定める要求事項及び適用指針は、依頼人との契約及び業務の契約に関して適用される。

380.10 A2 職業会計士は、タックス・プランニングの取決めについて、セカンド・オピニオンの提供に関与する可能性がある。そのような状況においては、本セクションの規定に加えて、セクション321の要求事項及び適用指針も適用される。

380.11 A1 職業会計士は、タックス・プランニング業務を提供する場合、サブセクション113に従い、職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則を適用することが期待される。また、職業会計士は、タックス・プランニング業務に関連する特定の事実及び状況を検討する場合、セクション120に従い、探求心を持ち、職業的専門家としての判断を行使することも期待されている。

#### タックス・プランニングの取決めの提言又はその他の助言の根拠

**R380.12** 職業会計士は、タックス・プランニングの取決めについて法令等に照らして信頼できる根拠があると判断した場合に限り、当該取決めについて依頼人に提言又はその他の助言をしなければならない。

380.12 A1 信頼できる根拠があるかどうかの判断には、職業会計士による職業的専門家としての判断の行使を伴う。当該判断は、その時の関連する法令等に基づくものであり、法域によって異なる。

380.12 A2 職業会計士が、タックス・プランニングの取決めについて、法令等に照らして信頼できる根拠がないと判断した場合であっても、**R380.12**項は、職業会計士が依頼人に対して当該判断の論拠を説明すること、又は信頼できる根拠を有する別の取決めについて助言することを妨げるものではない。

380.12 A3 また、**R380.12**項は、職業会計士が、信頼できる根拠を欠くタックス・プランニングの取決めを改善又は是正するために、依頼人と契約を締結すること又は当該依頼人を支援することを妨げるものでもない。このような種類の業務は、第**380.6 A1**項及び**A2**項における関連業務に該当する。当該業務には、例えば、次のものが含まれる。

- 税務訴訟等の支援業務の一環として、信頼できる根拠を得るために、依頼人がタックス・プランニングの取決めを再構築することを支援すること。
- 行政手続又は訴訟手続において依頼人の代理を務める一環として、信頼できる根拠を達成するためにタックス・プランニングの取決めを適切に変更することについて依頼人と合意すること。

380.12 A4 職業会計士が、特定のタックス・プランニングの取決めについて、信頼できる根拠があると判断するために取り得る行動の例には、次のものが含まれる。

- 当該取決めの経済的な目的及び実態を含む、関連する事実及び状況をレビューすること。

- 仮定の合理性を評価すること。
- 関連する税法をレビューすること。
- 関連する税法の趣旨について議論している立法手続をレビューすること。
- 判決、専門誌又は業界誌及び税務当局の裁定又はガイダンス等の関連文献をレビューすること。
- 当該取決めの案に用いられる根拠が、関連する税務当局によって異議を唱えられずに確立した慣行であるかどうかを検討すること。
- 関連する全ての事実及び状況を税務当局に報告した場合、当該提案された取決めが、関連する税務当局によって承認される可能性はどの程度あるかを検討すること。
- 職業会計士が所属する会計事務所等の内外の法律専門家又は他の専門家に、関連する法令等をどのように解釈することが合理的と考えられるかについて相談すること。
- 該当する場合、関連する税務当局と相談すること。

**R380.13** 職務会計士は、業務の過程で、信頼できる根拠についてのこれまでの判断に影響を及ぼす可能性のある状況に気付いた場合、信頼できる根拠の妥当性を再評価しなければならない。

#### **タックス・プランニングに関する提言又は助言全般についての検討**

**R380.14** 職業会計士は、タックス・プランニングの取決めに信頼できる根拠があると判断することに加え、職業的専門家としての判断を行使するとともに、利害関係者の当該取決めに対する見方次第で生じる可能性がある風評、ビジネス上の影響、及びより広範な経済的影響について検討しなければならない。

**380.14 A1** 風評及びビジネス上の影響は、関連する税務当局又はその他の当局との長期にわたる訴訟等による、依頼人に対する個人の若しくは事業上の影響、又は当該依頼人若しくは職業的専門家の評判への影響に関連する可能性がある。この依頼人に対する影響には、悪評、費用、罰金又は罰則、長期にわたる管理時間の浪費及び依頼人の事業に対する潜在的な悪影響を含む可能性がある。

**380.14 A2** より広範な経済的影響を認識するには、現在の経済環境に関する職業会計士の一般的な理解とともに、当該法域の課税標準に対するタックス・プランニングの取決めの影響、又は依頼人が事業活動を行う複数の法域の課税標準に対する当該取決めの相対的な影響を考慮する可能性がある。

**R380.15** 職業会計士は、**R380.14**項に規定された事項を検討した結果、依頼人が採用しようとするタックス・プランニングの取決めについて提言又はその他の助言を行わないと決定した場合、依頼人にその旨を通知するとともに、職業会計士の結論の根拠について説明しなければならない。

#### **複数の法域に係るタックス・プランニングの取決め**

**380.16 A1** 特に法域間に租税条約が存在しない場合、依頼人が複数の法域で同一の取引を税務処理することで税務上の優遇措置を受けていることを職業会計士が気付く状況が存在する可能性がある。こうした状況にある場合、職業会計士は、依頼人が各法域の税務関連の法令等を遵守している場合であっても、具体的な事実及び状況とともに、他の法域における取引から生じる税務上の優遇措置について関連する税務当局に報告するよう依頼人に助言する可能性がある。

- 380.16 A2 依頼人に対してそのような報告を行うことを助言すべきかどうかを判断する際に職業会計士が検討する可能性のある要因には、次のものが含まれる。
- 関連する法域における税制上の優遇措置の重要性
  - 当該事実及び状況が利害関係者に知られている場合、依頼人に対する利害関係者の認識
  - 関連する法域における税務当局に対する類似の状況の報告に関して、国際的に又は国内的に認められた原則又は慣行があるかどうか。

### 不確実な状況

380.17 A1 職業会計士は、タックス・プランニングの取決めに信頼できる根拠があるかどうかを判断する際に、提案されたタックス・プランニングの取決めが関連する税務関連の法令等を遵守しているかどうかについての不確実な状況が生じる状況に直面する可能性がある。そのような不確実な状況により、職業会計士がタックス・プランニングの取決めについて法令等に照らして信頼できる根拠があると判断することはより困難となり、その結果、基本原則の遵守に対する阻害要因が生じる可能性がある。

380.17 A2 不確実な状況を生じさせる可能性のある場合には、次のものが含まれる。

- 事実に基づく十分な根拠を構築することが困難な場合
- 前提条件についての十分な根拠を構築することが困難な場合
- 次のような、税務関連の法令等及びその解釈における明瞭性の欠如
  - 税務関連の法令等間のギャップ
  - 過去の判決に対する異議申立て
  - クロスボーダー取引が関わる状況において、他の法域における税務関連の法令等との相反
  - 現行の税務関連の法令等では対処できていない革新的なビジネスモデル
  - 類似するタックス・プランニングの取決めに疑問を呈する最近の判決又は税務当局の裁定若しくは見解
  - 技術的又は法的な観点からの税務関連の法令等の解釈又は適用における複雑性
  - 判例、判決又は法的見解の欠如
- タックス・プランニングの取決めの経済的な目的及び実態に関する明瞭性の欠如
- タックス・プランニングの取決めの最終受益者に関する明瞭性の欠如

**R380.18** 職業会計士は、タックス・プランニングの取決めが、関連する税務関連の法令等を遵守しているか、又は遵守することになるかについて不確実な状況が生じている場合、不確実な状況について依頼人と協議しなければならない。

380.18 A1 当該協議の目的には、次のようなものが含まれる。

- 関連する税務関連の法令等の解釈に明瞭性の欠如が存在する場合、関連する税務当局がタックス・プランニングの取決めに支持する見解を表明する可能性がどの程度あるのかについて、職業会計士の評価を説明すること。

- タックス・プランニングに関する助言を提供するための根拠を構築する際、設定した前提条件を検討すること。
- 依頼人から、不確実な状況を軽減する可能性がある追加的な情報を入手すること。
- タックス・プランニングの取決めを追求する際に、風評、ビジネス上の影響又はより広範な経済的影響について協議すること。
- 依頼人に対して悪影響を及ぼす可能性を軽減するために、関連する税務当局に対する報告の検討を含め、潜在的な対応について協議すること。

### タックス・プランニング業務の提供から生じる潜在的な阻害要因

380.19 A1 依頼人に対するタックス・プランニング業務の提供により、自己利益、自己レビュー、擁護又は不当なプレッシャーという阻害要因が生じる可能性がある。例えば、次の場合がある。

- 職業会計士が、依頼人に対して税務上の評価業務を最近まで提供しており、その成果物が依頼人に対するタックス・プランニング業務において依拠される、又はタックス・プランニング業務の主要なインプットとなる場合、自己レビューという阻害要因を生じさせる可能性がある。
- 職業会計士が依頼人に対して直接的な金銭的利益を有しており、職業会計士が依頼人の財務状態に影響を与えるタックス・プランニングの取決めの策定に関与している場合、自己利益という阻害要因を生じさせる可能性がある。
- 職業会計士が、依頼人が採用すべき特定の税務ポジションを積極的に推奨する場合、自己利益及び擁護という阻害要因を生じさせる可能性がある。
- 職業会計士が政府機関向けの税務方針又は税務関連の法令等の立案又は草案作成に関与する際に取得した秘密情報を保持しており、当該秘密情報が、他の依頼人にタックス・プランニングの取決めに関する助言を行う上で職業会計士にとって有益となる場合、自己利益という阻害要因を生じさせる可能性がある。
- 職業会計士が、関連する税務関連の法令等の解釈が不確実又は不明確であるタックス・プランニングの取決めを策定する業務に対して過大であると認識される可能性のある報酬を受領する場合、自己利益という阻害要因を生じさせる可能性がある。
- 法令等に照らしてタックス・プランニングの取決めが信頼できる根拠を有していない可能性があることが示されている状況で、職業会計士が、税務当局の前で、過去に助言したタックス・プランニングの取決めについて依頼人の見解を擁護する場合、自己利益及び擁護という阻害要因を生じさせる可能性がある。
- 法令等に照らしてタックス・プランニングの取決めに信頼できる根拠があるとの職業会計士の判断に影響を及ぼす可能性のある方法により、特定の税務上の取決めの設計に重要な影響力を行使する依頼人に対して、職業会計士が業務を提供する場合、自己利益及び不当なプレッシャーという阻害要因を生じさせる可能性がある。
- 職業会計士が、タックス・プランニングの取決めについて依頼人が強く主張している見解をめぐって、契約解除又は会計事務所等からの退職を迫られた場合、自己利益及び不当なプレッシャーという阻害要因を生じさせる可能性がある。

380.19 A2 そのような阻害要因の水準の評価に関連する事項には、次のものが含まれる。

- 依頼人の透明性の程度。該当する場合、最終受益者の情報が含まれる。

- タックス・プランニングの取決めにおける、基礎となる取引又は状況に基づく明確な経済的な目的及び実態の有無
- 基礎となる取引又は状況の内容及び複雑性
- 関連する税務関連の法令等の複雑性又は明瞭性
- タックス・プランニングの取決めが、関連する税法の意図に反することを職業会計士が認識しているかどうか、又はそのように信じるに足る理由があるかどうか。
- 関連する法域の数及び各法域の税制の内容
- 関連する税務分野における職業会計士が有する専門知識及び経験の範囲
- 潜在的な節税の重要性
- タックス・プランニング業務の内容及び報酬金額
- タックス・プランニングの取決めが、関連する税務当局による異議の申立てがなく確立された慣行を反映していることに関して、職業会計士が認識している程度
- 職業会計士に対して、依頼人又は別の当事者によるプレッシャーがあるかどうか。
- タックス・プランニングの取決めの実施における緊急度
- 複数の依頼人に対して提案されたタックス・プランニングの取決めからの、当該依頼人の固有の状況に応じた変更の有無
- 組織文化を含む、依頼人についてよく知られた以前の行動又は評判

380.19 A3 そのような阻害要因を除去する可能性がある対応策の例には、次のものが含まれる。

- タックス・プランニングの取決めについて依頼人に助言を行う上で必要となる専門知識及び経験を有する、職業会計士の会計事務所等に所属していない専門家に当該依頼人を紹介すること。
- 関連する税務当局が発行する既存の解釈又は裁定に従ってタックス・プランニングの取決めを構築することを依頼人に助言すること。
- 可能であれば、関連する税務当局又はその他の当局から事前裁定を取得すること。
- タックス・プランニングの取決めを追求しないように依頼人に助言すること。

380.19 A4 そのような阻害要因に対するセーフガードとなり得る対応策の例には、次のものが含まれる。

- 最終受益者の情報を確認すること。
- タックス・プランニングの取決めが基礎となる経済的な目的及び実態とより整合するように構築することを、依頼人に助言すること。
- 関連する税務当局により現在異議の申立ての対象となっていない、又は関連する税務当局によって承認されたことが知られている慣行に基づいてタックス・プランニングの取決めを構築するよう、依頼人に助言すること。
- 関連する税務分野について、職業会計士が所属する会計事務所等の内外の法律専門家又はその他の専門家に相談すること。

- 特定の状況に適用される税務関連の法令等の解釈に関して、適切な資格を有する専門家（法律専門家又は他の職業会計士等）から見解を得ること。
- 当該タックス・プランニング業務の提供に関与していない適切なレビューアーに、当該タックス・プランニングの取決めに関して職業会計士が行った作業又は到達した結論をレビューさせること。
- 関連する税務当局に対して、タックス・プランニングの取決めの目標、ビジネス上及び法律上の側面並びに最終受益者を含め、タックス・プランニングの取決めについて、完全な透明性をもった報告を依頼人に行わせること。

**380.19 A5** 職業会計士が最終受益者の情報を確認するために実施し得る措置の例には、次のものが含まれる。

- 依頼人の経営者及びその他の者に質問すること。
- 秘密保持の原則を考慮して、依頼人と取引を行っている会計事務所等の内外のその他の者に質問すること。
- 依頼人の税務記録、財務諸表及び関連するその他の企業記録をレビューすること。
- 依頼人又はその法的構造内の事業体を登録している機関に、関連する株主について質問すること。
- 関連する公的記録を調査すること。

### タックス・プランニングに関する提言又は助言の根拠についてのコミュニケーション

**R380.20** 職業会計士は、タックス・プランニングの取決めに関する提言又はその他の助言の根拠を、依頼人に説明しなければならない。

### 依頼人との意見の相違

**R380.21** 職業会計士は、依頼人が追求を希望するタックス・プランニングの取決めに信頼できる根拠があることに同意しない場合、次の事項を行わなければならない。

- (a) 職業会計士の評価の根拠について依頼人に共有すること。
- (b) 当該取決めを採用することによる潜在的な影響を依頼人に伝達すること。
- (c) 当該取決めを採用しないように依頼人に助言すること。

**R380.22** 職業会計士の反対にもかかわらず、依頼人がタックス・プランニングの取決めの採用を決定した場合、職業会計士は、依頼人に次の事項を行うように助言しなければならない

- (a) 当該取決めの詳細及び見解の相違を、内部の適切な階層の経営者に伝達すること。
- (b) 関連する税務当局に、当該取決めに関する全ての事項を報告することを検討すること。
- (c) 外部監査人がいる場合、当該取決めの詳細及び見解の相違を外部監査人に伝達することを検討すること。

380.22 A1 職業会計士は、R380.21項及びR380.22項に規定する事項に関するコミュニケーションの一環として、依頼人のガバナンスに責任を有する者に、関連する事項を提起することが適切であると考える場合がある。

**R380.23** 職業会計士は、職業会計士の助言に対する依頼人の対応を踏まえ、当該業務を辞退又は職業専門家としての契約を解除することが必要かどうかを検討しなければならない。

### 第三者が開発するタックス・プランニングの製品又は取決め

**R380.24** 依頼人が、職業会計士に、第三者が開発したタックス・プランニングの製品又は取決めに関する助言を依頼する場合、職業会計士は次のいずれの事項も行わなければならない。

- (a) 職業会計士が第三者プロバイダーとの間に有する職業的専門家としての関係又はビジネス上の関係について、依頼人に通知すること。
- (b) 当該タックス・プランニングの製品又は取決めに関して、本セクションの規定を適用すること。

**R380.25** 職業会計士は、依頼人に対してタックス・プランニング業務を提供する第三者プロバイダーを推奨又は紹介する場合、当該第三者プロバイダーとの間に有する職業的専門家としての関係又はビジネス上の関係について、依頼人に通知しなければならない。

380.25 A1 職業会計士が依頼人に対してタックス・プランニング業務を提供する第三者プロバイダーの推奨又は紹介のみを行う場合、本セクションの規定は適用されない。

380.25 A2 第三者プロバイダーから紹介手数料又は仲介料を受領する場合、セクション330の規定が適用される。

### 文書化

380.26 A1 職業会計士は、タックス・プランニング業務を提供する場合、次の事項を適時に文書化することが推奨される。

- タックス・プランニングの取決めの目的、状況及び内容
- 最終受益者の情報
- 不確実な状況の内容
- タックス・プランニングの取決めに関する依頼人への助言における、職業会計士の分析、検討した対応、行使した判断及び到達した結論
- 依頼人及びその他の当事者との協議の結果
- 職業会計士の助言に対する依頼人の反応
- 依頼人との間の見解の相違

### 依頼人との間の見解の相違

380.26 A2 職業会計士が行うそのような文書化は、次の事項を実施する上で有用となる。

- 利害関係者の当該取決めに対する見方から生じ得る風評、ビジネス上の影響及びより広範な経済的影響を検討すること。
- 事実、状況、関連する税務関連の法令等及び設定又は変更された前提条件についての分析を実施すること。

#### タックス・プランニング及び関連業務に関するIESBA倫理規程改訂

- 職業的専門家としての判断を行使した際又は変更した際に、その根拠を記録すること。
- 関連する税務当局がタックス・プランニングの取決めに異議を唱えた場合、依頼人の見解を支援すること。
- 職業会計士が本セクションの規定を遵守していることを明示すること。

**IESBA倫理規程の派生的改正**  
**(現行倫理規程のマークアップ)**

**パート3 - 会計事務所等所属の職業会計士**

**セクション321**

**セカンド・オピニオン**

...

**要求事項及び適用指針**

**一般的規定**

...

**321.3 A1** 職業会計士は、(a)特定の状況、又は(b)現在の依頼人ではない会社若しくは事業体の取引に対する税務関連の法令等、及び会計、監査、報告書又はその他の基準若しくは原則の適用について、セカンド・オピニオンの提供を求められる可能性がある。セカンド・オピニオンが、現任又は前任の職業会計士や他のサービス・プロバイダーが持っていたのと同じ事実に基づいていない場合、又は不適切な証拠に基づいている場合には、例えば、職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則の遵守に対する自己利益という阻害要因が生じる可能性がある。

....

**321.3 A3** そのような自己利益という阻害要因に対処するためのセーフガードとなり得る対応策の例には、次のものが含まれる。

- 依頼人の同意を得て、現任又は前任の職業会計士や他のサービス・プロバイダーから情報を入手すること。
- 依頼人との協議において、意見にまつわる制限を説明すること。
- 現任若しくは前任の職業会計士又は他のサービス・プロバイダーに対して意見書の写しを提供すること。

**協議についての同意が得られない場合**

**R321.4** 職業会計士は、職業会計士にセカンド・オピニオンを求める事業体が、現任又は前任の職業会計士や他のサービス・プロバイダーと協議することに同意しない場合、セカンド・オピニオンの提供の可否を判断しなければならない。

...

## 適用日

- セクション280は、2025年6月30日より後に開始するタックス・プランニング業務から適用される。
- セクション380及びセクション321の改正は、2025年6月30日より後に開始するタックス・プランニング業務から適用される。

## 経過措置

上記発効日以前に開始されたタックス・プランニング業務又は活動については、現行の倫理規程に基づき、当該業務又は活動を継続し、完了することができる。

職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）、公開草案、コンサルテーション・ペーパー等のIESBAの公表物は、IFACが発行し、その著作権はIFACにある。

IESBA、IFEA及びIFACは、本文書の内容を信頼して行為を行うか又は行動を控えることによって生じる損失について、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、一切責任を負わない。

「国際会計士倫理基準審議会」、「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」、「違法行為への対応」、「国際会計士連盟」、「IESBA」、「IFAC」、IESBAのロゴ、及びIFACのロゴは、米国及びその他の国で登録されたIFACの商標又は登録商標及びサービスマークである。「国際倫理・監査財団」及び「IFEA」は、米国及びその他の国で登録されたIFEAの商標又は登録商標及びサービスマークである。

著作権 © 2024 年 4 月 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写及び転載を禁ずる。各複写に以下のクレジットを付すことを条件に、最大限の公表とフィードバックを達成するために、本文書のコピーを作成することを許可する。「著作権 © 2024 年 4 月 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写・転載を禁ずる。IFACの許可を得て使用するものである。最大限の公表とフィードバックを達成するために、本文書のコピーを作成することを許可する。」

発行：



2024年4月に国際会計士連盟（IFAC）によって英語で公表された国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の「最終公表：タックス・プランニング及び関連業務に関するIESBA倫理規程改訂」は、2024年12月に日本公認会計士協会によって日本語に翻訳され、IFACの許可を得て複製されている。IESBAの翻訳プロセスは、IFACにより検討され、翻訳は「ポリシー・ステートメント - IFACの出版物の翻訳に関する方針」に従って実施されている。全てのIFACの文書の正文は、IFACにより英語で公表されたものである。IFACは、翻訳の正確性と完全性、又はその結果として生じる可能性のある行動について一切の責任を負わない。

Final Pronouncement: Revisions to the Code Addressing Tax Planning and Related Servicesの英語文  
©2024年 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

「最終公表：タックス・プランニング及び関連業務に関するIESBA倫理規程改訂」の日本語文  
©2024年 国際会計士連盟（IFAC）。無断複写複製を禁ずる。

原題：Final Pronouncement: Revisions to the Code Addressing Tax Planning and Related Services  
ISBN：

この文書の複製、保管若しくは送信、又は他の類似する使用については、Permissions@ifac.orgに連絡されたい。